

シュローダー日本株ESG フォーカス・ファンド

追加型投信／国内／株式

作成基準日：2024年1月31日

設定日	2019年7月26日
信託期間	2029年6月20日まで
決算日	原則、毎年6月20日（休業日の場合は翌営業日）
信託報酬	ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.298%（税抜1.18%）

基準価額	17,238円
純資産総額	31(百万円)
組入銘柄数	50銘柄

・基準価額および純資産総額：ベビーフンドベース

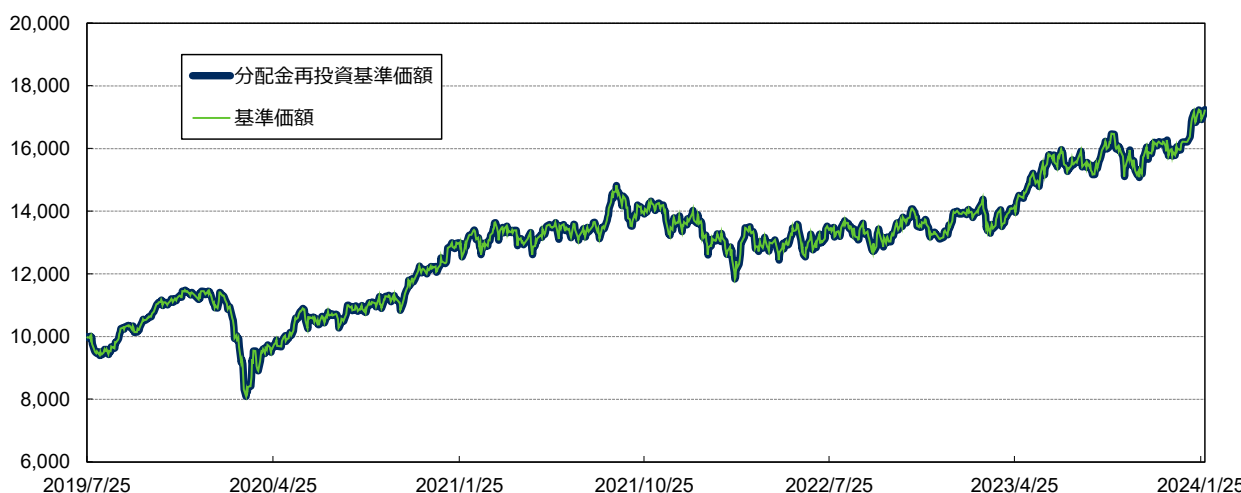
■分配実績（1万口当たり、税引前）

決算期	分配金
第1期(2020年6月22日)	0円
第2期(2021年6月21日)	0円
第3期(2022年6月20日)	0円
第4期(2023年6月20日)	0円
-	-

設定来累計	0円
-------	----

・運用状況によっては分配金が支払われない場合があります。

■設定来の基準価額の推移



- ・分配金再投資基準価額は税引前分配金を再投資したものと計算しています。
- ・設定日前日を10,000として指数化

■基準価額（税引前分配金再投資）の騰落率

	1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	1年	3年	設定来
ファンド	6.31%	11.54%	8.75%	23.29%	37.44%	72.38%

- ・騰落率は実際の投資家利回りとは異なります。
- ・税引前分配金を再投資した基準価額の騰落率です。
- ・基準価額は信託報酬控除後の値です。信託報酬率については、上記「信託報酬」欄をご参照ください。
- ・設定来騰落率は設定日前日との比較です。

※この資料に記載されている構成比を示す比率は、全てマザーファンドの状況で純資産比です。

上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を保証するものではありません。最終ページの「本資料に関する留意事項」を必ずご参照ください。

シュローダー日本株ESG フォーカス・ファンド

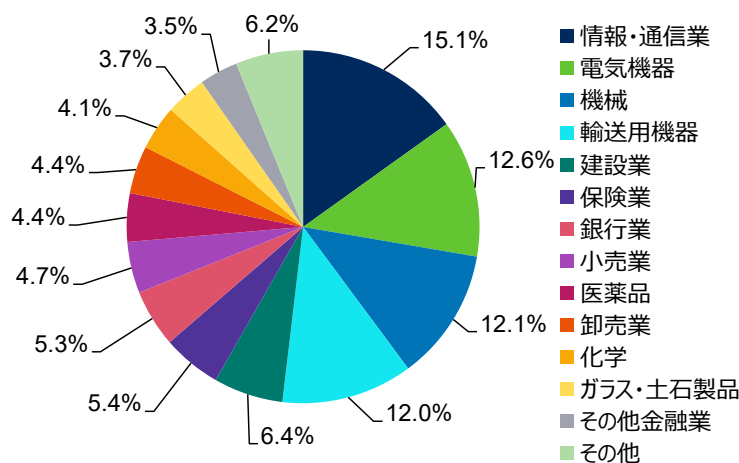
追加型投信／国内／株式

作成基準日：2024年1月31日

■ 組入状況

組入対象	投資比率
株式	99.6%
東証プライム	97.2%
東証スタンダード	2.4%
東証グロース	-
地方単独	-
その他	-
キャッシュ等	0.4%
計	100.0%

■ 業種別組入比率



・キャッシュ等は除く。

■ 組入上位10銘柄の銘柄概要とESGポイント

	銘柄名	業種	投資比率	銘柄概要
1	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	5.2%	財務の健全性が高く、株主還元にも積極的で、国際業務での成長期待を有する金融グループ。社外アドバイザーの招聘などステークホルダー・エンゲージメント機能を強化。
2	日本電信電話	情報・通信業	4.6%	NTTドコモを主力として通信、情報サービス分野に事業展開する総合通信最大手。増配や自社株買いなど積極的な株主還元姿勢を評価。
3	ソニーグループ	電気機器	4.5%	音楽、ゲーム、イメージセンサーなど複数の利益ドライバーを有する総合電機メーカー。強固なガバナンス体制を有し、環境中期目標の設定などサステナビリティの取り組みも評価。
4	豊田自動織機	輸送用機器	4.1%	フォークリフト及びカーエアコン用コンプレッサーの主力2事業において中長期的な成長期待が高い自動車部品メーカー。電動車向け電動コンプレッサーや乗用車向け電池などHV/BEVにおける成長機会が大。
5	ローツエ	機械	4.0%	主力の半導体関連装置に加えて、ライフサイエンス関連装置を製造。ベトナムに生産拠点を有するなど、ダイバーシティや従業員エンゲージメントの観点でも注目。
6	スズキ	輸送用機器	3.8%	国内軽自動車市場における2大メーカーの1社で、成長ドライバーとしてインド子会社を有し、トヨタとの協業体制の進化にも期待。カーボンニュートラル推進会議を取締役会直下に設置するなど、脱炭素化に向けた取り組みも評価。
7	オリックス	その他金融業	3.5%	柔軟かつ機動的な経営が特徴で、金融セクターでは収益性、成長性において相対的に優れたポジションにある総合金融大手。積極的な株主還元姿勢や再生エネルギー投資への取り組みも評価。
8	キーエンス	電気機器	3.4%	生産性の高い強固な直販体制により高収益を維持、また、海外での成長ポテンシャルを有するセンサー機器大手。経営陣の執行能力を高く評価するとともに、株主還元のさらなる積極化に期待。
9	第一生命ホールディングス	保険業	3.3%	米プロテクトティブ社など海外成長ポテンシャルを有する生命保険大手。株主重視の還元姿勢や国内生保事業の経費効率化に期待。
10	日本電設工業	建設業	3.3%	一般電気工事や情報通信工事も手掛ける、鉄道電気工事のリーディングカンパニー。株主還元の積極化に期待。

・ 上記の銘柄は、参考として掲載するものであり、個別銘柄の推奨もしくは当該銘柄の株価の上昇又は下落を示唆することを目的とするものではありません。また、当ファンドが当該銘柄を常に保有していることを示すものではなく、当ファンドが今後当該銘柄に対して何らかの投資活動をとるかどうかについて一切言及もしくは示唆するものではありません。

シュローダー日本株ESG
フォーカス・ファンド

追加型投信／国内／株式

作成基準日：2024年1月31日

■ 月次コメント

【市場概況】

1月は円安が進行する中、外国人投資家の買いが相場を牽引して大幅上昇となりました。月の前半は、米国における長期金利の低下を背景に米国株が上昇、日本株も上昇基調で推移しました。円安・ドル高で為替が推移したことも相場の追い風となりました。後半に入ると、高値圏でややもみ合う展開となりましたが、22日には日経平均が終値ベースで3万6,000円台を回復、33年11か月ぶりの高値を更新するなど堅調な動きが継続しました。23日には日銀が金融政策決定会合において金融緩和策の維持を決定、その後は目先の利益を確定する売りも見られました。月末にかけては第3四半期の決算発表開始に伴い、業績が堅調な個別銘柄を物色する動きとなりました。結局、月間でTOPIX（配当込み）は+7.8%の大幅上昇となりました。

【運用概況】

当月末の基準価額は17,238円で、前月比+6.3%となりました。

日銀による金融政策の正常化が意識され堅調な動きとなった三菱UFJフィナンシャル・グループや、円安を背景に自動車関連株が反発する中、スズキやハイレックスコーポレーションなどがプラスに貢献しました。一方、PC需要の弱さなど目先の業績の厳しさが意識されたイビデン、中国の景況感に対する懸念が株価の重しとなったハーモニック・ドライブ・システムズのほか、英国の郵便事業者向け会計システムに関する補償金負担が懸念された富士通などがマイナスに影響しました。

日本企業の業績に関してですが、足元で発表されている第3四半期の決算については事前予想を上回る増益率となっており、今期についても過去最高益の更新が見込まれます。一方、マクロ面では、各国中央銀行による金利引き上げに伴う世界景気の減速懸念があり、米国では商業用不動産市況の下落に伴う悪影響が懸念されています。日本株については、企業の設備投資は比較的堅調に推移しており、インバウンドを含めた内需の回復などを背景に、高値圏でもみ合う展開を予想します。

日本企業は、2023年における自社株の取得枠が過去最高の9.6兆円となり、株主還元姿勢についてポジティブな変化が見られています。東証は資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応を求めており、持合い株の解消や株主還元の積極化などがガバナンス改革は中期的に進展すると判断できることから、日本株固有の支援材料になると見えています。

企業のマネジメント・経営戦略の評価を重視し、ESGの観点から各ステークホルダーに対して適切な配慮が行われていると判断される企業をボトムアップ・アプローチで選別し、中長期の視点で投資する方針です。また、企業価値の向上の観点から課題を有する企業で、対話による課題解決が可能と判断される企業にも投資を行います。企業の評価にあたっては、特に担当アナリストの定性評価を重視しており、また、投資対象銘柄のアップサイドの見極めにおいて、現在の株価に織り込まれていないものは何かを意識しています。

持続的な成長を実現するためには、経営のクオリティーがより重要な要素になります。中長期の企業価値の観点から、業績の改善余地がまだ織り込まれていない銘柄や業績に対する短期的な悲観により割安感が強まっている銘柄に注目して、長期視点での投資が可能な銘柄のリサーチを進めます。

シュローダー日本株ESG フォーカス・ファンド

追加型投信／国内／株式

■ ファンドの目的

わが国の株式に投資し、信託財産の積極的な成長を目指した運用を行います。

■ ファンドの特色

①

わが国の株式を実質的な主要投資対象とします。

- ファンドは、主としてシュローダー日本株式サステナブル投資マザーファンド(以下「マザーファンド」という場合があります。)を通じて投資を行います。

②

シュローダーのESG基準に満たない銘柄を除外し、TOPIX(東証株価指数)よりも高いサステナビリティ・スコア*のポートフォリオ構築を目指します。

- * サステナビリティ・スコアとは、投資対象銘柄の価値に影響を及ぼす可能性があるサステナビリティ・リスク(環境、社会、ガバナンス上の出来事や制約)を評点したもので、シュローダー独自のツールや外部データを活用して評価されます。
- シュローダー・グループ*のアナリストによるESG(環境・社会・ガバナンス)評価を含む企業調査を行い、ポートフォリオ構築に際してはシュローダーのESG基準に満たない銘柄を除外した上で、持続的に利益の成長が期待されると判断する企業に投資します。

③

ESGの観点を組み入れた運用アプローチに強みを持つシュローダー・グループ*が運用を担当します。

- 創業以来200年以上の歴史と実績を誇る、英国屈指の独立系資産運用グループ、シュローダーの経験豊富な運用プロフェッショナルが運用を行います。
- マザーファンドの運用にあたっては、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社の日本株式チームが運用を担当します。
- * シュローダー・グループとは、シュローダーplcを直接もしくは間接的に親会社とする会社等をいいます。

シュローダー日本株ESG フォーカス・ファンド

追加型投信／国内／株式

■ サステナビリティ・リスクとサステナビリティ・リスク管理

シュローダーは、ファンドの運用においてサステナビリティ・リスクを考慮します。

*シュローダーとは、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社をはじめとするシュローダーplcを直接もしくは間接的に親会社とする会社等(シュローダー・グループ)をいいます。

サステナビリティ・リスクとは、環境、社会、ガバナンス上の出来事や制約のことであり、これらの出来事が発生した場合、投資対象の価値およびリターンに実際にまたは潜在的に重大な悪影響を与える可能性があるものをいいます。サステナビリティ・リスクは、特定の事業の内外で発生し、複数の事業に影響を与える可能性があります。特定の投資対象の価値に悪影響を及ぼす可能性があるサステナビリティ・リスクは以下のものを含みます。

環境：洪水および強風等の異常気象、汚染事故、生物多様性または海洋生息地への被害
 社会：労働ストライキ、傷害または死亡等の安全衛生上の事件、製品安全上の問題
 ガバナンス：脱税、従業員間の差別、不適切な報酬慣行、個人情報保護の懈怠
 規制：持続可能な事業および慣行を保護または奨励するための新しい規制、税制または業界基準の導入

ESGファンド固有のリスク

- シュローダーのESGファンドは、環境的または社会的特性を有しており、投資対象銘柄の選択にサステナビリティ基準を適用します。結果として一部の企業、業界、セクターに対するエクスポージャーが限られている可能性があり、サステナビリティ基準に合致しない一定の投資機会を見送ったり、特定の保有銘柄を処分する可能性があります。
- 持続可能な投資の構成について投資家の皆様の間で異なる見解を有する可能性があるため、シュローダーのESGファンドは、特定の投資家の信念および価値を反映しない企業にも投資する可能性があります。
- サステナビリティ・リスクが投資対象銘柄に与える影響度合いを評価するにあたって、シュローダーの独自ツールのほか外部データなどを利用することがあるため、これらのツールやデータが有効でない場合には、ファンドのポートフォリオにおける投資対象銘柄のウェイトの判断に影響する場合があります。

サステナビリティ・リスク管理

投資判断を行う際、資産クラス、投資戦略および投資ユニバースの違いにより、これらの複合的なリスクに対して異なるアプローチが必要になる可能性があります。シュローダーは、通常、例えば、発行体がもたらす可能性のある、社会に対する全般的な費用および利益ならびに環境、または炭素税の引上げ等の個々のサステナビリティ・リスクによって発行体の市場価値がどのように影響を受けるかを(関連するその他の留意事項と併せて)評価することにより、潜在的な投資対象を分析します。

また、シュローダーは、通常、かかる発行体と、顧客、従業員、サプライヤーおよび規制当局といった主要な利害関係者との関係を考慮します。これには、かかる関係が持続可能な方法で管理されているか、および、その結果、発行体の市場価値に重大なリスクがあるかどうかの評価が含まれます。

いくつかのサステナビリティ・リスクの影響には、調査、または独自のもしくは外部手段の利用を通じて、推定可能な価値または費用を有する可能性があります。このような場合には、従来からの財務分析にこれを組み込むことができます。発行体に適用される炭素税の増税による直接的な影響を例として挙げた場合、費用の増加または売上の減少として財務モデルに組み込むことができます。その他の場合、かかるリスクを定量化することがより困難であるため、シュローダーは、その他の方法で、例えば、発行体の予想される将来価値を引下げることで明示的に、または、例えば、サステナビリティ・リスクが当該発行体にどの程度の影響を及ぼす可能性があるかについてのシュローダーの判断に応じて、ファンドのポートフォリオにおける発行体の証券のウェイトを調整することで暗示的に、その潜在的な影響を織込むよう努めます。かかる評価を行うために、適切な場合には、外部のデータ提供者からの補足的な評価基準およびシュローダー自身のデュー・デリジェンスに加えて、一連の独自ツールを利用することがあります。かかる分析により、サステナビリティ・リスクのファンド全体のポートフォリオに及ぼす潜在的な影響や、その他のリスクを考慮して、ファンドの予想リターン額についてのシュローダーの見解が反映されます。シュローダーのリスク管理機能により、サステナビリティの観点からポートフォリオのエクスポージャーを独立した立場で監視できます。かかる監視には、ポートフォリオ内のサステナビリティ・リスクの独立した評価、ならびにサステナビリティ・リスク・エクスポージャーについての十分な透明性および報告を確保することが含まれます。

シュローダー日本株ESG フォーカス・ファンド

追加型投信／国内／株式

スチュワードシップ方針について

- シュローダーは、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく「建設的な対話」(エンゲージメント)、積極的な議決権行使などを通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、投資リターンの拡大を図る責任を有すると考えています。
- 伝統的な財務分析に加え、企業が環境、社会、ガバナンス(ESG)に関するリスクにどの程度さらされているか、また、それをどのように管理しているか、を分析することは、適正な企業価値の理解、長期的に持続可能な利益を創出する能力の見極めという観点で非常に有益だと考えています。
- シュローダーのスチュワードシップ・コードに係わる取組み内容やエンゲージメントの実施例については、委託会社のホームページをご参照ください。
(<https://www.schroders.com/ja-jp/jp/intermediary/about-us/stewardshipcode/>)

シュローダー日本株ESG フォーカス・ファンド

追加型投信／国内／株式

■ 投資リスク

■ 基準価額の変動要因

- ファンドは組入有価証券等の価格下落、発行体の倒産および財務状況の悪化、為替変動等の影響により、ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。
したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドは預貯金と異なります。ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。
- 分配金は、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われるとその金額相当分、基準価額は下がります。また、必ず支払われるものではなく、金額も確定しているものではありません。

組入株式の 価格変動リスク、 信用リスク

ファンドが実質的に投資を行う株式の価格は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等を反映し、下落することがあります。また、株式の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合もあります。それらにより組入株式の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

流動性に関する リスク

証券やその他の投資対象商品を売買する際、その市場規模や取引量が小さい場合は、流動性が低下し、本来想定される投資価値とは乖離した価格水準による取引が行われたり、価格の変動性が大きくなる傾向があると考えられます。また、政治・経済情勢の急変時等においては、流動性が極端に低下し、より一層、価格変動が大きくなることも想定されます。このように流動性が低下した場合には、基準価額が下落する要因となり投資元本を割り込むことがあります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

■ 投資リスク

■ その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

[収益分配金に関する留意事項]

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

[流動性リスクに関する留意事項]

ファンドに大量の解約申込みがあり短期間で解約資金を準備する場合や取引市場において市場環境が急変した場合等には、組入資産の流動性が低下して市場実勢から想定される価格水準から乖離した取引となったり、取引量が限られる場合があります。このような場合には基準価額が下落したり、換金申込みの受け付けを中止することや換金代金のお支払いが遅延する場合があります。

[ファミリーファンド方式に関する留意事項]

投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの設定・解約等に伴う組入有価証券等の売買が行われた場合等には、組入有価証券等の価格変化や売買手数料の負担等により、ファンドの基準価額に影響を与える場合があります。

[現金等の組入に関する留意事項]

市場動向等によっては、短期金融資産や現金の実質的な組入比率が高まり、その他の投資対象資産の実質的な組入比率が低下する場合があります。

■ リスクの管理体制

- 運用部門におけるリサーチや投資判断において、運用リスクの管理に重点を置くプロセスを導入しています。さらに、これら運用プロセスから独立した部門が、運用制限・ガイドラインの遵守状況を含めたファンドの運用状況について随時モニタリングを行い、運用部門に対する牽制が機能する仕組みとしており、これらの体制によりファンド運用に関するリスクを管理しています。
- 流動性リスク管理方針を定めて運用部門から独立したリスク管理部署が、ファンド組入資産の流動性リスクを随時モニタリングするとともに、緊急事態発生時の対応策を規定し、検証を行います。リスク委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督しています。

シュローダー日本株ESG フォーカス・ファンド

追加型投信／国内／株式

お申込みの際は、販売会社よりお渡しする「投資信託説明書（交付目論見書）」の内容を必ずご確認ください、ご自身でご判断ください。

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込日の基準価額。基準価額は1万口当たりとします。
購入代金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込日の基準価額とします。
換金代金	原則として換金申込日から起算して5営業日目から販売会社にてお支払いします。
申込締切時間	原則として午後3時までに販売会社所定の事務手続きが完了した分とします。
換金制限	大口解約は、解約金額および受付時間に制限を設けさせていただく場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他流動性の極端な減少等合理的な事情が生じた場合には、ファンドの購入・換金の各申込みの受け付けを中止すること、あるいは、すでに受け付けた各申込みの受け付けを取り消すことがあります。
信託期間	2029年6月20日まで(2019年7月26日設定)
繰上償還	受益権口数が30億口を下回った場合等には繰上償還となる場合があります。
決算日	原則、毎年6月20日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 販売会社との契約によっては、再投資が可能です。 なお、分配を行わない場合があります。
信託金の限度額	4,000億円
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎年6月の決算時ならびに償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 ■公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの対象ではありません。 ■配当控除の適用があります。 ■益金不算入制度は適用されません。
基準価額の新聞掲載	基準価額は、計算日翌日付の日本経済新聞朝刊に「ESG日本株」として掲載されます。

シュローダー日本株ESG フォーカス・ファンド

追加型投信／国内／株式

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	当初申込期間においては1口当たり1円に、継続申込期間においては購入申込日の基準価額に 3.30% (税抜3.00%) を上限 として販売会社が独自に定める率を乗じて得た額を購入時にご負担いただきます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 ※購入時手数料は、受益権購入に伴い必要な商品等に関する説明・情報提供、および事務コスト等の対価です。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	<p>ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.298% (税抜1.18%)。 運用管理費用(信託報酬)は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されることで、ファンドの基準価額に反映され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該日が休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配分(年率/税抜)</th> <th>役務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社 0.60%</td> <td>ファンドの運用、受託会社への指図、基準価額の算出ならびに公表運用報告書・有価証券報告書等法定書面の作成、および受益者への情報提供資料の作成等</td> </tr> <tr> <td>販売会社 0.55%</td> <td>運用報告書等各種書類の交付 口座内でのファンドの管理、および受益者への情報提供等</td> </tr> <tr> <td>受託会社 0.03%</td> <td>ファンドの財産保管・管理 委託会社からの指図の実行等</td> </tr> </tbody> </table>		配分(年率/税抜)	役務の内容	委託会社 0.60%	ファンドの運用、受託会社への指図、基準価額の算出ならびに公表運用報告書・有価証券報告書等法定書面の作成、および受益者への情報提供資料の作成等	販売会社 0.55%	運用報告書等各種書類の交付 口座内でのファンドの管理、および受益者への情報提供等	受託会社 0.03%	ファンドの財産保管・管理 委託会社からの指図の実行等
配分(年率/税抜)	役務の内容									
委託会社 0.60%	ファンドの運用、受託会社への指図、基準価額の算出ならびに公表運用報告書・有価証券報告書等法定書面の作成、および受益者への情報提供資料の作成等									
販売会社 0.55%	運用報告書等各種書類の交付 口座内でのファンドの管理、および受益者への情報提供等									
受託会社 0.03%	ファンドの財産保管・管理 委託会社からの指図の実行等									
その他の費用・手数料	<p>法定書類の作成等に要する費用、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用等 ファンドの純資産総額に対して年率0.11% (税抜0.10%) を上限とする額がファンドの計算期間を通じて毎日計上されることで、ファンドの基準価額に反映され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該日が休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。</p> <p>組入有価証券の売買委託手数料等 ファンドからその都度支払われます。 ※運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を示すことができません。</p>									

※上記の合計額は、投資者の皆様がファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、事前に示すことができません。

※お申込みの際は、投資信託説明書（交付目論見書）をご確認ください。

シュローダー日本株ESG フォーカス・ファンド

追加型投信／国内／株式

■ファンドの関係法人

委託会社：シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社 [設定・運用等]

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第90号

加入協会／一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

受託会社：三菱UFJ信託銀行株式会社 [信託財産の管理等]

販売会社：販売会社については、下記ご参照（五十音順）。 [募集の取扱い等]

金融商品取引業者等の名称	登録番号	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
株式会社イオン銀行(委託金融商品取引業者:マ ネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長（登金）第633号	○			
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第44号	○		○	○
株式会社SBI新生銀行(委託金融商品取引業 者: 株式会社SBI証券、マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長（登金）第10号	○		○	
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第165号	○	○	○	○
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第195号	○	○	○	○



創業から200年超、日本に根ざして50年。
卓越した資産運用サービスをお届けするため、
私たちの視線が向かうのは、いつもひとつ先の未来。
今また新たな投資機会の発掘に向け、
シュローダーは動き出しています。

本資料に関するご留意事項

■本資料は、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社（以下「弊社」といいます。）が設定した投資信託に関する商品説明資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。■投資信託は、金融機関の預貯金と異なり、元金および利息が保証されている商品ではありません。投資信託は、預金または保険契約ではなく、預金保険および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。投資信託は、銀行等登録金融機関でお申込みいただいた場合は、投資者保護基金の支払対象ではありません。■本資料に示されている運用実績、データ等は過去のものであり、将来の投資成果等を示唆あるいは保証するものではありません。投資資産および投資によりもたらされる収益の価値は上方にも下方にも変動し、投資元本を毀損する場合があります。また外貨建て資産の場合は、為替レートの変動により投資価値が変動します。■本資料は、作成時点において弊社が信頼できると判断した情報に基づいて作成されておりますが、弊社はその内容の正確性あるいは完全性について、これを保証するものではありません。■本資料中に記載されたシュローダーの見解は、策定時点で知りうる範囲内の妥当な前提に基づく所見や展望を示すものであり、将来の動向や予測の実現を保証するものではありません。市場環境やその他の状況等によって将来予告なく変更する場合があります。■本資料中に個別銘柄についての言及がある場合は例示を目的とするものであり、当該個別銘柄等の購入、売却などいかなる投資推奨を目的とするものではありません。また当該銘柄の株価の上昇または下落等を示唆するものでもありません。■本資料中に含まれる第三者機関提供のデータは、データ提供者の同意なく複製、抽出、あるいは使用することが禁じられている場合があります。第三者機関提供データはいかなる保証も提供いたしません。第三者提供データに関して、本資料の作成者あるいは提供者はいかなる責任を負うものではありません。■お申込みの際は、販売会社よりお渡しする「投資信託説明書（交付目論見書）」の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。